



認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)

認 定 申 請 ハ ン ド ブ ッ ク

平成18年11月

平成24年 4月改訂

平成25年 4月改訂

平成28年 3月改訂

令和元年12月改訂

令和6年12月改訂

令和8年 7月改訂

三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課

三重県教育委員会事務局小中学校教育課

目 次

1. 認定こども園に関する法令等	2
2. 認定こども園とは？	3
3. 認定こども園の類型	4
4. 認定こども園の認定基準（職員配置職員資格、施設設備）は？	6
5. 認定こども園の利用手続きについて	11
6. 認定こども園である旨の表示	11
7. 認定こども園認定申請手続き	11
8. 認定こども園認定申請書一覧表	12
9. 認定こども園認定申請事項等変更届出手続き	55
10. 認定こども園運営状況報告手続き	58
11. 認定こども園廃止（休止）の承認申請（届出）手続き	60

1. 認定こども園に関する法令等

《国》

（法律）

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

（政令）

- ・児童福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第261号）

（省令）

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）
- ・幼稚園設置基準の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第34号）
- ・児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第155号）

（告示）

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項および第4項の規定に基づき、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備および運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- ・幼稚園教育要領（平成29年文部省告示第62号）
- ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）

《県》

（条例）

- ・幼保連携型以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成18年三重県条例第68号）

（要綱）

- ・幼保連携型以外の認定こども園の認定および運営に係る実施要綱（平成18年10月24日施行）

2. 認定こども園とは？

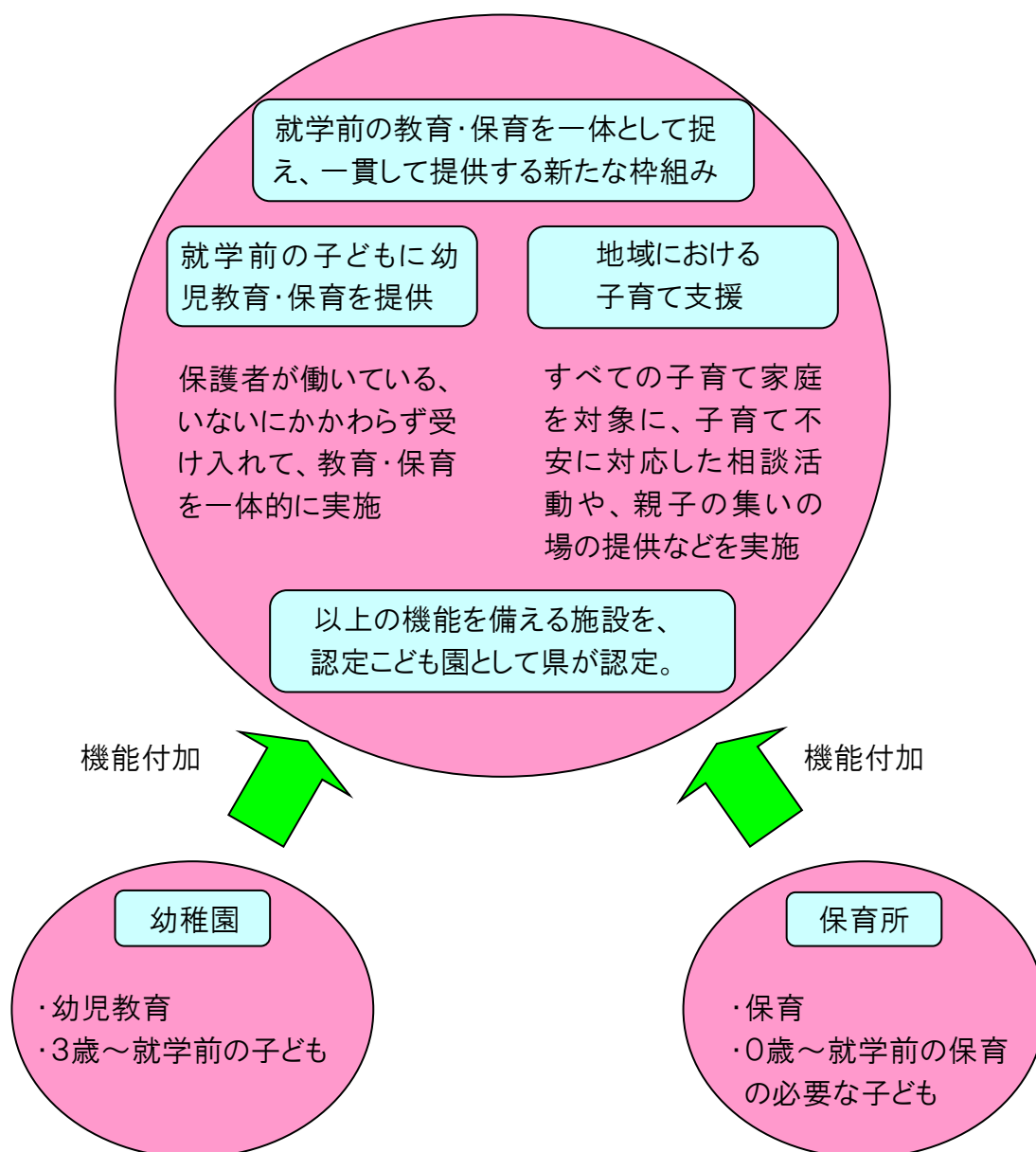
幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。

1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

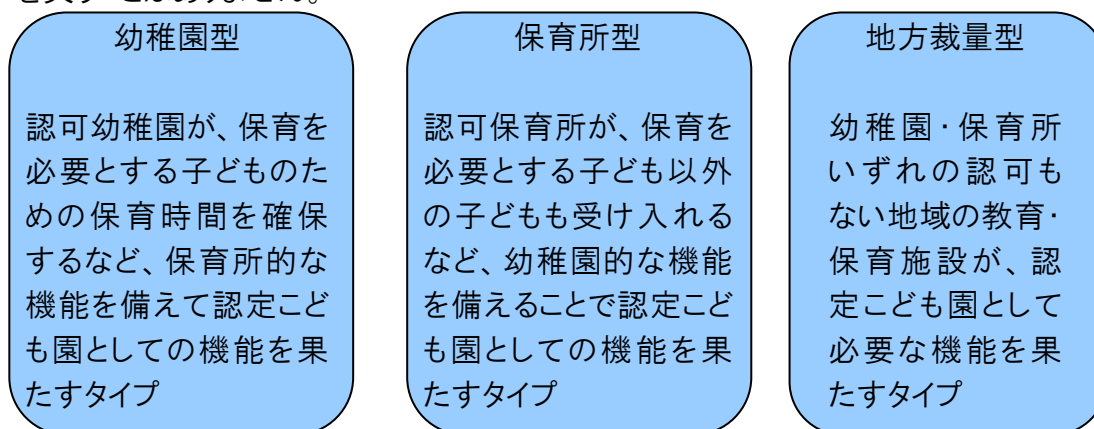
（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）

2 地域における子育て支援を行う機能

（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）



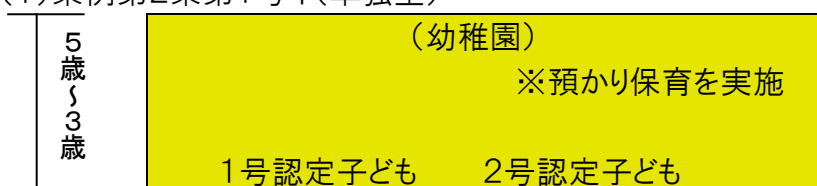
認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められることになります。なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置付けを失うことはありません。



3. 認定こども園の類型

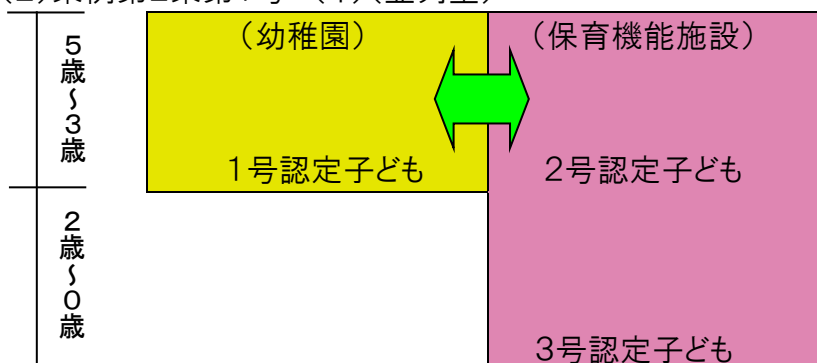
1 幼稚園型認定こども園

(1) 条例第2条第1号イ(単独型)



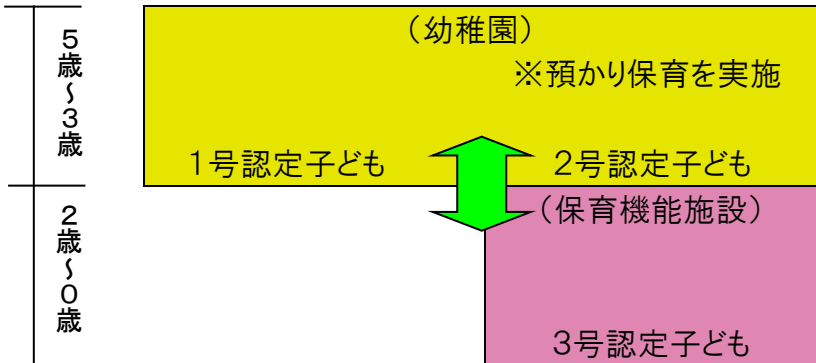
幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に保育を行うこと。

(2) 条例第2条第1号ロ(イ)(並列型)



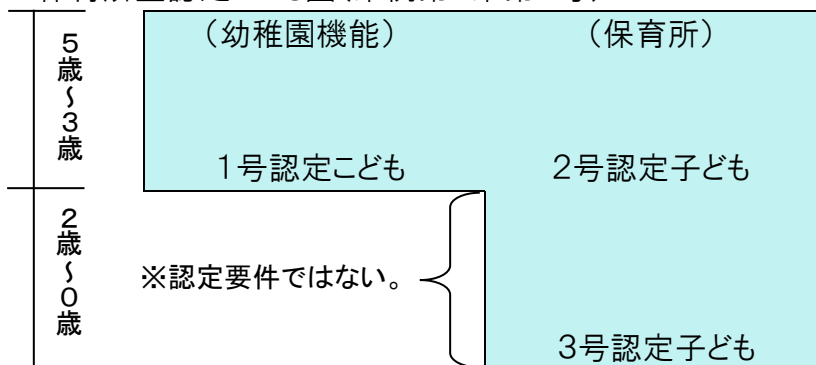
幼稚園および保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(3) 条例第2条第1号ロ(ロ)(接続型)



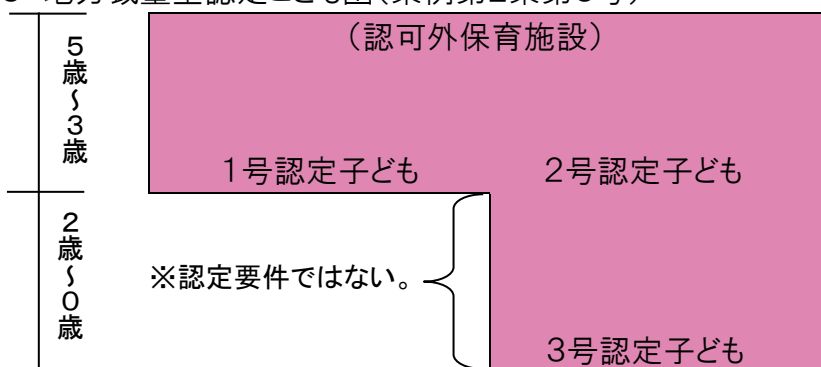
幼稚園および保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育および保育を行うこと。

2 保育所型認定こども園(条例第2条第2号)



保育を必要とする幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども(当該施設が所在する市町における児童福祉法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行うこと。

3 地方裁量型認定こども園(条例第2条第3号)



当該施設が認可外保育施設である場合であって、保育を必要とする幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行うこと。

4. 認定こども園の認定基準(職員配置、職員資格、施設設備)は？

1 職員配置

(1) 配置すべき教育、保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、年齢別、利用時間別(3～5歳児)に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下切捨て)、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入することによります。

$$\text{必要配置数} = (0\text{歳児} \times 1/3) + \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\} + (3\text{歳児} \times 1/15) + \{(4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/25\}$$

※ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置状況に鑑み、教育及び保育提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、改正前の基準を適用する。

(2) 教育、保育に従事する者および調理員等の必要配置数は、常勤換算職員数で満たす必要があります。

例 非常勤および常勤の教育、保育に従事する者の1か月の勤務時間数の時間の合計

／ 各認定こども園の就業規則等で定めた常勤の教育、保育に従事する者の1か月の勤務時間数

= 常勤換算値(小数点第1位を四捨五入)

2 職員資格

(1)教育、保育に従事する者

満3歳未満の子どもの保育に従事する場合

保育士の資格

満3歳以上の子どもの保育に従事する場合

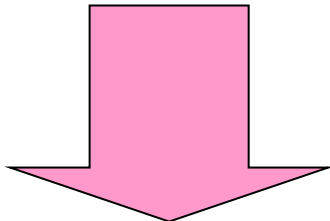
幼稚園教員免許状

保育士の資格

両資格併有が原則

一方の資格しか有していない場合

保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合に、学級担任を幼稚園教員免許状および保育士の資格を併有とする者とするのが困難な場合



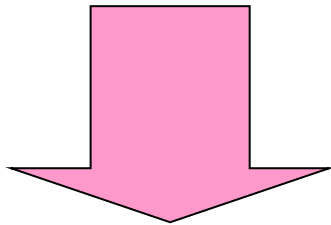
ア～ウのいずれかの事項に該当するときは、保育士の資格のみを有する者を学級担任とすることができます。（有効期間は原則3年。）施設の設置又は移転後に新たに採用された者は除きます。

ア 教育職員免許法第5条第1項に規定する基礎資格を有し、かつ、幼稚園教諭の普通免許状を取得できる認定課程を有する大学、短期大学又は教員養成機関に在籍しているとき。

イ 教育職員免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験を1年以内に受験した（受験の予定である）とき。

ウ 小学校教諭普通免許状を取得した後、教諭又は講師として3年間勤務した場合において、幼稚園教諭の普通免許状の取得に必要な単位を修得するため、幼稚園教諭の普通免許状を取得できる課程を有する大学、短期大学、教員養成機関又は放送大学に在籍しているとき、若しくは認定を受けた講習を受講しているとき。

幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合に、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者を幼稚園教員免許状および保育士の資格を併有とする者とするのが困難な場合



ア又はイの事項に該当するときは、幼稚園教員免許状のみを有する者が長時間利用児の保育に従事することができます。（有効期間は原則3年。）施設の設置又は移転後に新たに採用された者は除きます。

ア 指定保育士養成施設に在籍しているとき。

イ 保育士試験を1年以内に受験した（受験の予定である）とき。

(2) 認定こども園の長

認定こども園の長は、教育および保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるために必要な管理および運営を行う能力を有する者でなければなりません。

3 施設設備

(1) 幼保連携施設における建物等の位置

幼稚園と保育所、幼稚園機能施設と保育機能施設のそれぞれの建物およびその附属設備が一体的に設置されている場合（幼保連携施設）、建物およびその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置しなければなりません。

ただし、例外として、次のすべての要件を満たす場合は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置しなくてもかまいません。この場合、教育および保育の全体的な計画の作成、職員間の連携等運営の一体性の確保について、より注意が必要です。

ア 法第3条第3項に規定する幼保連携施設（同条第4項第1号ロに該当する幼保連携施設を除く。）を構成する幼稚園および保育所等の用に供される建物等が、子どもが通常徒歩により移動できる範囲であること。（※1）

イ 子どもの移動が精神的および肉体的に負担とならない移動方法および移動時間により行われ、当該移動時の安全が確保されていること。

ウ 認定こども園を構成する幼稚園および保育所等(法第3条第4項第1号ロに該当する幼保連携施設を除く。)に在籍している子どもが日常的に合同して活動することが可能であること。(※1)

エ 子どもに対する教育および保育の適切な提供が可能であること。(※2)

オ 子どもに対する教育および保育の提供に関して、定期的に情報交換の場を設ける等幼稚園および保育所等の職員の連携が図られること。

※1・・・アとウの規定は、幼稚園型認定こども園(条例第2条第1号ロ(ロ))には、適用されません。

※2・・・行事等における全員一斉の活動が不可能であるなど、実施する教育および保育の内容に照らして適切な環境の確保が困難なときは、要件を満たしているとはいえません。

(2)園舎の面積

園舎の面積

学級数	面積
1学級	180㎡
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ ㎡

+

保育室又は遊戯室の面積

満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき 1.98㎡以上

+

乳児室又はほふく室の面積

乳児室	満2歳未満のほふくしない子ども1人につき 1.65㎡以上
ほふく室	満2歳未満のほふくする子ども1人につき 3.3㎡以上

※乳児室およびほふく室を一の部屋として保育を実施する場合は、ほふくしない子ども一人につき、1.65㎡以上、ほふくする子ども一人につき、3.3㎡以上の面積を確保すること。

(2)－1 園舎の面積に係る既存施設の特例

既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、次のすべての要件を満たす場合は、(2)の基準を満たさなくてもかまいません。

ア 保育室又は遊戯室の面積が、満3歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上であること。

イ 保育室又は遊戯室の面積が、満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき1.98㎡以上であること。

ウ 乳児室の面積が満2歳未満のほふくしない子ども1人につき1.65㎡以上、ほふく室の面積が満2歳未満のほふくする子ども1人につき3.3㎡以上であること。

※乳児室およびほふく室を一の部屋として保育を実施する場合は、ほふくしない子ども一人につき、1.65㎡以上、ほふくする子ども一人につき、3.3㎡以上の面積を確保すること。

(2)ー2 保育室又は遊戯室の面積に係る既存施設の特例

満3歳以上の子どもに係る面積は、既存施設が幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、園舎の面積の基準を満たすときは、保育室又は遊戯室の面積に係る基準を満たさなくてもかまいません。

(3)屋外遊戯場の面積

次のアとイのいずれか大きい方以上の面積が必要です。

ア

屋外遊戯場の面積

満2歳以上の子ども1人につき 3.3㎡以上

イ

屋外遊戯場の面積

学級数	
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{㎡}$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{㎡}$

+

屋外遊戯場の面積

満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき 3.3㎡以上

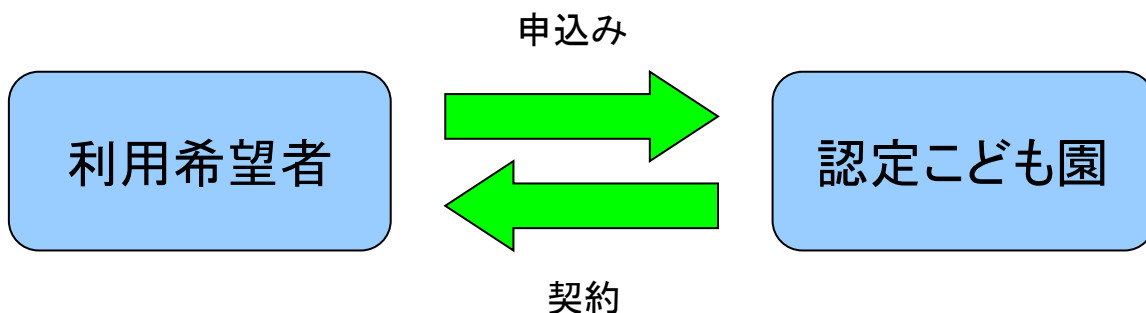
(3)ー1 屋外遊戯場の面積に係る既存施設の特例

既存施設が保育所型、地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、アの基準を満たすときは、イの基準を満たさなくてもかまいません。

また、既存施設が幼稚園型、地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、イの基準を満たすときは、アの基準を満たさなくてもかまいません。

5. 認定こども園の利用手続きについて

認定こども園の認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となります。



6. 認定こども園である旨の表示

認定こども園の設置者は、建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をする必要があります。

7. 認定こども園認定申請手続き

1 概要

(1) P3で述べたとおり、三重県内において認定こども園を設置する場合には、設置者が知事に認定申請を行い、その認定を受ける必要があります。

また、認定こども園が実施する子育て支援事業、管理運営等について、市町と協議、連携等の必要があるため、事前に市町と十分に協議をしてください。

(2) 申請書提出先

三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課
〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2268

(3) 提出部数

正 本 1通

8. 認定こども園認定申請書一覧表

1. 添付書類に漏れのないように確認してください。
2. 添付書類はこの順序で編綴してください。

		添 付 書 類	様式および 記載例
1		認定こども園認定申請書	第1号様式
2	●	市町の意見書	1
3	●	子育て支援事業等に関する市町との協議書の写し	2・3
4		認定基準調書	別添第1号
5		認定こども園事業計画書	別添第2号
6	●	欠格事由に該当していない旨の誓約書	別添第3号
7		敷地および施設の配置図（面積がわかるもの）、平面図、立面図、写真（配置図等は、建物およびその附属設備が一体的に設置されている場合には、施設種別が区別できるようにすること。）	—
8		予算書抄本（開設年度のもの）	—
9「安定的かつ継続的な運営を確保すること」を証する書類	●	土地および建物の登記事項証明書	—
	●	設置者の印鑑登録証明書	—
		（地方公共団体等から不動産の貸与を受ける場合）	
	●	土地・建物使用貸借契約書	4
	●	土地使用貸借契約書	5
	●	建物使用貸借契約書	6
	●	普通預金、当座預金等の残高証明書	—
	●	直近の会計年度において当該主体全体の財務内容について3年以上連続して損失を計上していないことを証する書類 （法人決算書類を提出する場合は、当該施設分の決算内容がわかる書類）	—
	●	第1年度～ 第5年度 収支計画書（資金収支計画書・資金収支計画内訳書）	7・8
	●	資金計画書	9
		（地方公共団体等以外の者から不動産の貸与を受ける場合）	
	●	地上権設定契約書	10
	●	地上権設定登記誓約書	11
	●	土地賃貸借契約書	12
	●	建物賃貸借契約書	13
	●	不動産の地上権又は賃借権の登記事項証明書	—

	●	賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であることを証する書類	—
	●	1年間の賃借料に相当する額と1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)の合計額の資金を保有していることを証する書類	—
10		経営責任者および認定こども園の長となる者の履歴書	—
11	○	認定こども園設置にかかる条例、規則又は規定の案	—
12	●	法人の登記事項証明書	—
13	●	法人の財産目録	14
14	●	法人の貸借対照表	15
15	●	法人の定款又は寄附行為、就業規則、給与規定、管理規定等	—
16		建築確認通知書および検査済み証の写し(新築、改築を伴う場合)	—
17		食育計画	—
18(給食を外部搬入する場合)		認定こども園給食提供計画書	別添第4号
19		保険加入証等の写し	—
20(幼保連携施設において建物等が同一敷地内等に設置されていない場合)		認定こども園の多様な機能を一体的に提供できることが確認できる、次の内容が記載された書類	
	ア	移動距離、移動方法、移動時間	—
	イ	移動時の安全対策	—
	ウ	移動を含めた1日のカリキュラム(幼稚園と保育所等ごと)	—
	エ	幼稚園と保育所等の職員の連携の内容	—
21		その他知事が必要と認める書類	
22(社会福祉法人等に経営を委託する場合)	○	法人代表者の履歴書	—
	○	法人の登記事項証明書	—
	○	法人の定款又は寄附行為、就業規則、給与規定、管理規定等	—
	○	受託法人との管理委託契約書(案)の写し	—

(注)○:公立のみ

●:私立のみ

第1号様式

認定こども園認定申請書

年 月 日

三重県知事 あて

設置者

住 所

氏名又は名称

(設置者が法人にあっては、その
代表者の氏名)

次のとおり認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

施設の名称			
施設の所在地			
設置者		経営者	
施設種別			
既存施設の場合、指令番号および認可年月日、又は届出年月日	三重県指令 第 号	年 月 日	
	三重県指令 第 号	年 月 日	
		年 月 日	
認定希望類型			
認定こども園の名称			
認定こども園の長となるべき者の氏名			
認定希望年月日	年 月 日		
事業開始予定年月日	年 月 日		

	区分		合計	左の年齢別内訳							
				3歳未満児				3歳児 (うち満 3歳児)	4歳以上児		
				0歳	1歳	2歳	小計		4歳	5歳	小計
認定希望定員及び利用定員	既存施設の定員(人)	幼稚園		△							
		保育所等									
	認定希望定員(人)	1号認定の子ども		△				()			
		2号及び3号認定の子ども									
	学級数			△							
	利用定員(人)	1号認定の子ども		△							
		2号及び3号認定の子ども									
	※ 認定保育所においては、定員の弾力化による受入れの実施の有無について、○印を記入すること。 定員の弾力化(有・無)										
認定こども園の認定を受けたい具体的理由											
教育および保育の目標および主な内容		教育および保育の目標および理念									
		教育および保育のねらいおよび内容の概要									

設 備 及 び 構 造	幼稚園	建物構造			造り		階建て	建築年度		年
		建物延面積			m ²	建物建築面積				m ²
		敷地面積			m ²	(自己所有 m ² 、借用 m ²)				
		区 分	数 量	面積(m ²)	区 分	数 量	備 考			
		保育室			飲料水用設備					
		遊戯室			手洗用設備					
		給食室			足洗用設備					
		職員室			非常警報設備					
		保健室			消火設備					
		便所								
		廊下・階段								
		その他								
		合計								
	運動場									
	保育所等	建物構造			造り		階建て	建築年度		年
		建物延面積			m ²	建物建築面積				m ²
		敷地面積			m ²	(自己所有 m ² 、借用 m ²)				
		区 分	数 量	面積(m ²)	区 分	数 量	備 考			
		乳児室			手洗い					
		ほふく室			非常警報設備					
		保育室			消火設備					
		遊戯室								
		調理室								
		調乳室								
		沐浴室								
職員室										
医務室										
便所										
廊下・階段										
その他										
合計										
屋外遊戯場										

できる限り詳しく記載すること。この欄に書き切れない場合は、別紙に記載してもよい。

10 用紙の大きさ(以下の様式において同じ。)

日本工業規格A列4番とすること。

11 その他

記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本工業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

※認定こども園の認定の申請書に記載する施設において保育する「1号認定の子ども」および「2号及び3号認定の子ども」の数と、幼稚園、保育所等の認可定員等の関係

①幼稚園型[条例第2条第1号イ]

区分	年齢	幼稚園
1号認定の子ども	満3歳未満	—
	満3歳以上	○
2号及び3号認定の子ども	満3歳未満	—
	満3歳以上	○
合 計		A

(注)A:幼稚園の収容定員を記入する。

②幼稚園型[条例第2条第1号ロ(イ)]

区分	年齢	幼稚園	保育機能施設
1号認定の子ども	満3歳未満	—	—
	満3歳以上	○	—
2号及び3号認定の子ども	満3歳未満	—	○
	満3歳以上	—	○
合 計		A	B

(注)A:幼稚園の収容定員を記入する。

B:保育機能施設の入所定員を記入する。

③幼稚園型[条例第2条第1号ロ(ロ)]

区分	年齢	幼稚園	保育機能施設
1号認定の子ども	満3歳未満	—	—
	満3歳以上	○	—
2号及び3号認定の子ども	満3歳未満	—	○
	満3歳以上	○	※
合 計		A	B

(注)A:幼稚園の収容定員を記入する。

B:保育機能施設の入所定員を記入する。

※保育機能施設から幼稚園への入園年齢は、3歳～5歳の間で設定可。

④保育所型[条例第2条第2号]

区分	年齢	(幼稚園機能)	保育所
1号認定の子ども	満3歳未満	—	—
	満3歳以上	○	—
2号及び3号認定の子ども	満3歳未満	—	○
	満3歳以上	—	○
合 計		A	B

(注)A:保育所の入所定員外の人数を記入する。

B:保育所の入所定員を記入する。

⑤地方裁量型[条例第2条第3号]

区分	年齢	認可外保育施設 (幼稚園機能)	認可外保育施設 (保育所機能)
1号認定の子ども	満3歳未満	—	—
	満3歳以上	○	—
2号及び3号認定の子ども	満3歳未満	—	○
	満3歳以上	—	○
合 計		A	B

(注)A+B:認可外保育施設の入所定員を記入する。

【様式例1】

第 号
年 月 日

三重県知事 あて

市町長

認定こども園〇〇〇〇〇認定申請に対する意見書

このことについて、認定こども園〇〇〇〇〇認定申請に対する意見は下記のとおりです。

記

1 総括意見

（認定申請、有効期間の更新の申請の場合）

管内幼稚園、保育所等の入所状況および今後の地域における将来的な幼稚園、保育所需要の予測、幼稚園、保育所整備計画を述べた上で、認定（更新）に対する意見を記載すること。

（廃止又は休止の場合）

管内幼稚園、保育所等の入所状況および今後の地域における将来的な幼稚園、保育所需要の予測、幼稚園、保育所整備計画を述べた上で、廃止又は休止を認めるべきか意見を記載すること。

2 子育て支援事業等について

（有効期間の更新の申請の場合）

子育て支援事業等の需要に対する当該認定こども園の更新の効果について記載すること。

（廃止又は休止の場合）

子育て支援事業等の需要に対する当該認定こども園の廃止又は休止の影響とその対応について記載すること。

3 入園中の子どもの処置

（廃止又は休止の場合）

4 その他

認定申請、変更届等のそれぞれの内容により、その他参考となる事項があれば記載すること。

【様式例2】

年 月 日

〇〇〇市町長 様

設置者

住 所

氏名又は名称

(設置者が法人にあつては、その
代表者の氏名)

認定こども園〇〇〇〇〇で計画する子育て支援事業について(協議)

このことについて、認定申請を予定する認定こども園〇〇〇〇〇で、下記のとおり子育て支援事業を計画しましたので協議します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 認定こども園の名称

4 実施を計画する子育て支援事業

(事業名、事業の内容・回数、職員の状況等を記載)

【様式例3】

第 号
年 月 日

設置者 様

市町長

認定こども園〇〇〇〇〇で計画する子育て支援事業の協議書

このことについて、協議のあった認定こども園〇〇〇〇〇で計画する子育て支援事業について、下記のとおり回答します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 認定こども園の名称
- 4 協議年月日
- 5 実施を計画する子育て支援事業に対する市町の意見

(別添第1号)

(別添1)

認 定 基 準 調 書

1 認定こども園の名称

(公・私)

2 認定こども園の所在地

3 定員

(人)

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定の子ども							
2号及び3号認定の子ども							

4 建物の状況

(1) 幼稚園 : 建物(構造別 () 階建、建築年度 年度)

保育所等: 建物(構造別 () 階建、建築年度 年度)

(2) 設備(幼稚園+保育所等)

室 名	保有面積	認定基準面積	適否	備品等						
①園舎 ※1 ※b～e について、幼稚園と保育所等とが共有する場合は全面積について計上可。	m ²	<table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>1学級</td><td>180 m²</td></tr><tr><td>2学級以上</td><td>320+100 × (学級数-2) m²</td></tr></table>	学級数	面積	1学級	180 m ²	2学級以上	320+100 × (学級数-2) m ²	保有面積≥認定基準面積	
学級数	面積									
1学級	180 m ²									
2学級以上	320+100 × (学級数-2) m ²									
【園舎内訳】 a 保育室又は遊戯室 （3歳児以上） b 保健室・医務室 c 調理室 d 便所 e その他	m ² m ² m ² m ² m ²	学級数（ クラス） ＝ m ² ① ①＋②＋③＋④A ＝ m ²								
②乳児室	m ²	1. 65m ² ×2歳未満児 （ほふくしない子ども） 定員数（ 名） ＝ m ²	保有面積≥認定基準面積	保育に必要な用具を記入						
③ほふく室	m ²	3. 3m ² ×2歳未満児 （ほふくする子ども） 定員数（ 名） ＝ m ²	保有面積≥認定基準面積	保育に必要な用具を記入						
④保育室 遊戯室 ※2	m ² m ²	1. 98m ² ×（2歳以上児～ 3歳未満の子ども） 定員数（ 名） ＝ m ² A 1. 98m ² ×3歳以上児 定員数（ 名） ＝ m ² B A＋B＝ m ²	保有面積≥認定基準面積	保育に必要な用具を記入						
小 計										

※1 既存施設が保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合で、②+③+④の基準すべてを満たす場合は、①の基準を満たすことを要しない。

※2 満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型又は地方裁量型の認定を受ける場合

で、①の基準を満たす場合には、④－Bの基準を満たすことを要しない。

給食室・調理室	m ²			耐火構造の床
調乳室	m ²			甲種防火戸
沐浴室	m ²			医療器具、医薬品
職員室	m ²			包装材料
保健室・医務室	m ²			
便所	m ²			
	(大 個)			
	(小 個)			
	(乳 個)			
廊下・階段	m ²			
その他	m ²			
※調理室～その他については、各室とも全体の面積を記入すること。				
合計 ※3	m ²			

※3 合計については、建物全体の面積を記載すること。

5 土地の状況

(1)所有形態

幼稚園

(ア)自己所有	(イ)賃借権(期間 年)	(ウ)地上権設定 (期間 年間)	その他() (エ) (期間 年間)
---------	--------------	---------------------	--------------------------

保育所等

(ア)自己所有	(イ)賃借権(期間 年)	(ウ)地上権設定 (期間 年間)	その他() (エ) (期間 年間)
---------	--------------	---------------------	--------------------------

(2)面積(幼稚園＋保育所等)

敷地面積	m ²	学級数	面積	滑 台 台
		2学級以下	330+30×(学級数－1)m ²	
		3学級以上	400+80×(学級数－3)m ²	
建築面積	m ²	学級数(クラス) ＝ m ² C		ブランコ 台
屋外遊戯場	m ²	3. 3m ² ×(2歳以上児～3歳未満の児童) 定員数(名) ＝ m ² D		砂 場 カ所
※4 その他	m ²	3. 3m ² ×2歳以上児定員数(名) ＝ m ² E		() m ²

※4 既存施設が保育所型又は地方裁量型の認定受ける場合で、Eの基準を満たす場合は、C＋Dの基準を満たすことを要しない。

既存施設が幼保連携型、幼稚園型又は地方裁量型の認定を受ける場合で、C＋Dの基準を満たす

す場合には、Eの基準を満たすことを要しない。

6 職員数

認定こども園の長	氏名	年齢	現職	幼稚園・保育所従事歴	備考
				年	

		定員			学級数 (クラス)	必要とされる保育に従事する者の数		職員数							
		計	1号認定の子ども	2号及び3号認定の子ども		1号認定の子ども	2号及び3号認定の子ども	定数	現員						
認定こども園の長															
施設長(幼稚園)															
施設長(保育所等)															
保育に従事する者	0歳児														
	1歳児														
	2歳児														
	3歳児														
	4歳児														
	5歳児														
	小計														
調理員等	調理員														
	その他														
計															
嘱託医															

※教育・保育に従事する者の算定

$$\begin{aligned}
 & \text{必要配置数} = (0\text{歳児} \times 1/3) + [(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6] + (3\text{歳児} \times 1/15) \\
 & \quad + [(4\text{歳及び}5\text{歳児}) \times 1/25] \\
 & \quad \dots \text{各小数点第2位以下切り捨て} \\
 & = \quad \dots \text{小数点以下四捨五入}
 \end{aligned}$$

「1号認定の子ども」＝共通の利用時間のみの利用を行う子ども

「2号及び3号認定の子ども」＝「1号認定の子ども」以外の子ども

※保育に従事する者および調理員等の現員職員数は、常勤換算職員数を記入すること。

例 短時間勤務の保育に従事する者および常勤の保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計

／ 各認定こども園の就業規則等で定めた常勤の保育に従事する者の1か月の勤務時間数

＝ 常勤換算値(小数点第1位を四捨五入)

(注)上記により難しいものは必要に応じ資料を添付すること。

(別添第2号)

認定こども園事業計画(報告)書

1 認定こども園の名称								
2 開園日数 開園時間、教育及び保育時間		開園日数 年間 日 開園時間 時 分 ~ 時 分 教育及び保育時間 (1号認定の子ども) 平日 時 分 ~ 時 分 土曜日 時 分 ~ 時 分 日・祝祭日 時 分 ~ 時 分 (2号及び3号認定の子ども) 平日 時 分 ~ 時 分 土曜日 時 分 ~ 時 分 日・祝祭日 時 分 ~ 時 分 休園日 毎週 曜日 1号認定の子どもに対する長期休暇 月 日 ~ 月 日、 月 日 ~ 月 日 月 日 ~ 月 日						
3 入園している子どもの1日の活動内容		時 間	活 動					
4	職 名	氏 名	常勤	専任	生年月日	資格・免許名	資格・免	従事内容

職 員 構 成	(学級 名・歳 児)		非常勤 の別	兼任 の別			許取得 年月日	学	2, 3号	1号
※ 職名には、園長、教頭、教務主任、教諭、保育所長、主任保育士、保育士、調理員等の区分を記入すること。(学級担任は、担当する学級名・何歳児担当かを当該区分の下に記入すること。) ※ 従事内容は、該当するすべての箇所に入を記入すること。 学:学級担任、2, 3号:2号及び3号認定の子どもの教育・保育に従事、1号:1号認定の子どもの教育・保育に従事。 ※ 有資格者(保育士、幼稚園教諭等)については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。また、資格等の特例が適用される場合の他、資格取得見込みである場合は当該資格の取得見込みである旨を証する書類を添付すること。 ※ 資格が確認できる書類は、過去に添付している場合は不要。										
5 利用料		(1) 利用者負担額(徴収基準額表は、別に添付すること)								

	(2) 上乗せ徴収 ○事前説明 (有 ・ 無) ○書面同意 (有 ・ 無) (3) 実費徴収 ○保護者の同意 (有 ・ 無) ・給食費 (※給食費については、1号認定の子どもに対する主食、副食費の合計額および2号認定の子どもに対する主食費を記載すること) ・その他の費用 (4) 預かり保育、延長保育等の利用料 (5) その他(適宜項目を追加すること。)
6 年間行事計画 (結果)	
7 保育計画の策 定	有 (教育および保育に関する全体的な計画) 無
8 指導計画の策 定	有 (年間 ・ 学期 ・ 月案 ・ 週案 ・ デイリープログラム) 無
9 職員の研修計 画(結果)	
10 子育て支援事	(1)法施行規則第2条各号に掲げる子育て支援事業

業計画(結果)	※市町からの委託事業等は除き在園児対象の事業は含めて記入してください。	
	事業番号 ※	
		【内容】(取組内容ごとに随時、回／月など実施頻度も記入してください)
		【工夫した点】(取組内容ごとに保護者の参加等への配慮、地域の機関及び人材等の活用など記入してください)
		【対象】(取組内容ごとに記入してください)
		【職員の状況】(取組内容ごとに記入してください)
		【利用料】(取組内容ごとに記入してください)
	(2)(1)以外の子育て支援事業 ※市町からの委託事業等(地域子ども・子育て支援拠点事業、一時預かり事業)やその他の子育て支援事業について記入してください。	
	事業名	
	事業概要	【実施内容等】(取組内容ごとに、対象者、職員の状況、実施頻度(随時、回／月)を記入してください)
※ 事業番号		

	① 地域の子どもおよびその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他必要な援助を行う事業 ② 地域において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他必要な援助を行う事業 ③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業 ④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する団体又は個人との連絡および調整を行う事業 ⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供および助言を行う事業 ※事業を複数実施する(した)場合は、事業ごとに記入すること。										
11 利用者等への 情報提供	(1) 情報提供の内容 (保護者が多様な施設から必要な施設を適切に選択するために必要な情報 例:開園時間、利用者負担額、園が実施している事業の内容、年間行事計画、1日の活動内容等) (2) 情報提供の方法										
12 入園する子どもの 選考方法											
13 特別な配慮が 必要な子どもの受 入れについての配 慮											
14 保育室の採光 ・換気	窓等採光(良い 普通 悪い) ・ 窓等換気(良い 普通 悪い)										
15 外遊び、外気 浴の実施	実施 (毎日 回/1週間 回) 未実施										
16 子どもの健康 診断	<table border="1"> <tr> <td>入園時</td><td>施設で実施</td><td>診断書の提出</td><td>母子健康手帳で確認</td><td>未実施</td></tr> <tr> <td>入園後</td><td>施設で実施</td><td>診断書の提出</td><td>母子健康手帳で確認 ・ 回/年</td><td>未実施</td></tr> </table>	入園時	施設で実施	診断書の提出	母子健康手帳で確認	未実施	入園後	施設で実施	診断書の提出	母子健康手帳で確認 ・ 回/年	未実施
入園時	施設で実施	診断書の提出	母子健康手帳で確認	未実施							
入園後	施設で実施	診断書の提出	母子健康手帳で確認 ・ 回/年	未実施							

17 職員の健康診断	採用時	実施（施設で実施 診断書の提出 その他 ） 未実施
	採用後	実施（施設で実施 診断書の提出 その他 ） 未実施
18 感染症への対応	最登園にあたっての取扱い(かかりつけ医の治癒証明書等の提出 有 未実施)	
	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止 実施 未実施	
19 耐震対策		
20 消火用具の設置	有（消火器 他： ） 無	
21 玄関以外の非常口	有 無 ⇒ 無の場合の避難器具 有（ ） 無	
22 消防計画	有（届出年月日 年 月 日 ・ 未届 ） 無	
23 防災計画	有（策定年月日 年 月 日） 無 ※非常災害発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報および連絡体制等を定めた具体的な計画を策定すること。	
24 避難消火訓練	実施（実施回数 回／年 ・ うち、図上訓練 回／年） 未実施	
25 安全確保	○安全対策 適 不適	
	各室内に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下物防止などの安全対策(職員研修を含む。)が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。(保育室 玄関 非常口 階段 通路 台所 便所 浴室 ベランダ 園庭 門扉)	
	○事故防止 適 不適	
	施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行うなど、子どもが危険な場所等へ進入しないような対策(職員研修を含む。)が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。	
	○緊急時の対策 適 不適	
	不審者の立入防止などの対策や緊急時における子どもの安全対策を確保する体制(職員研修を含む。)が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。	
26 共済・保険加入状況	加入	共済・保険の種類
	※保険契約書等の写し別添	保険事故 (内容)
	未加入	保険金額
27 自己評価、外部評価等の概要		
28 苦情相談体制等の概要		
29 子どもの人権擁護、虐待防止等のための措置	・必要な体制の整備(責任者を設置する等) 有 無 ・研修の実施 有 無 (研修内容) ※研修内容:日時、参加者、研修内容を記載	

年 月 日

欠格事由に該当していない旨の誓約書

三重県知事 あて

	所在地
申請者	名称
	代表者名

申請者 法人 は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第3条第5項第4号イからチまでに該当しないことを誓約します。

(参考)

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号イからチ
- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘのいずれかに該当する者であるとき。

【様式例4】

土地・建物使用貸借契約書

土地および建物の使用貸借について、〇〇市(町)(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(契約物件)

第1条 甲は、その所有に係る次の土地および建物(以下「契約物件」という。)を〇〇〇〇の用に供させるため、乙に無償で使用させるものとする。

- (1) 土地
地番
地目および面積
- (2) 建物
所在地
構造
面積

(有効期間)

第2条 この契約の有効期間は、この契約の締結の日から〇年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲と乙のいずれからもなんらの申出がないときは、この契約は、更に〇年間延長されたものとし、以後この例による。

(維持費の負担)

第3条 乙は、契約物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、維持補修に要する費用は、乙の負担とする。

(増改築等の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾を得ないで、契約物件に造作を加え、もしくは増改築し、又は既存物を取り壊すなど契約物件の現状を変更するような行為をしてはならないものとする。

(転貸等の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾を得ないで契約物件を他人に使用させ、又は使用目的外に使用してはならないものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、催告の手續を要しないでこの契約を解除することができるものとする。この場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その損害の責めを負わないものとする。

第7条 甲は、契約物件を公用又は公共の用に供する必要が生じたときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、乙が損失を受けるときは、甲乙協議してその損失の補償をするものとする。

(原状回復)

第8条 この契約の有効期間が満了したとき、もしくはこの使用目的が終わったとき、又は前2条の規定によりこの契約を解除されたときは、乙は、甲の指定する期日までに自己の負担において契約物件を原状に復し、甲に返還するものとする。

2 乙が前項の義務を怠り、又は履行しないときは、甲は、乙に代わってこれを施行し、その

費用は乙が負担するものとする。

(協議)

第9条 この契約に定めるものを除くほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

【様式例5】

土地使用貸借契約書

土地の使用貸借について、貸付人〇〇市(町)(以下「甲」という。)と借受人〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地(以下「土地」という。)を乙に無償で貸し付け、乙は、これを借り受ける。

(1) 所在および地番

(2) 地 目

(3) 地 積

(貸付期間)

第2条

土地の貸付期間(以下「貸付期間」という。)は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

2 乙は、貸付期間を延長しようとするときは、当該貸付期間満了の日の〇日前までに、所定の普通財産貸付申請書を甲に提出しなければならない。

(土地の引渡し)

第3条 甲は、貸付期間の初日に土地をその所在する場所において乙に提供するものとする。

(指定用途)

第4条 乙は、土地を〇〇〇〇の用途(以下「指定用途」という。)に供しなければならない。

(指定期日)

第5条 乙は、提供を受けた土地を遅くとも 年 月 日(以下「指定期日」という。)から指定用途に供しなければならない。

(指定期日の変更)

第6条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、指定期日の変更を必要とするときは、詳細な理由を付した書面により甲の承認を受けなければならない。

2 前項の定めによる甲の承認は、書面によるものとする。

(指定用途への供用の一時中止等)

第7条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、土地の全部又は一部について指定用途への供用の一時中止又は指定用途の変更を必要とするときは、詳細な理由を付した書面により甲の承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(土地の維持管理)

第8条 乙は、土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(土地の転貸等の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾を受けずに土地を第三者に転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(土地の現状変更)

第10条 乙は、土地の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(費用の負担)

第11条 土地の維持管理のために支出する費用は、すべて乙の負担とする。

(実地調査等)

第12条 甲は、この契約に定める乙の義務の履行状況について随時実地に調査し、又は所要の報告もしくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由がなくてその調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第6条第1項又は第7条第1項の定めによる甲の承認を受けたときを除くほか、土地を指定期日までに指定用途に供さなかったとき、又は正当な理由がなくて前条に定める実地調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ったとき 当該違反確認時の土地の時価の〇分の〇に相当する金額

(2) 第7条第1項又は第9条の定めによる甲の承認を受けたときを除くほか、土地を指定用途以外の用途に供したとき又は第三者に転貸し、もしくはその使用権を譲渡したとき 当該違反確認時の土地の時価の〇分の〇に相当する金額

2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において土地を公用又は公共の用に供するため必要が生じたとき。

2 乙は、前項第1号の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

3 乙は、前項第2号の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその補償を請求することができるものとする。

(土地の返還)

第 15 条 乙は、貸付期間が満了したとき又は前条第1項の定めによりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、もしくは損傷しているとき又は甲が土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第 16 条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第 14 条第1項第1号の定めによりこの契約を解除された場合において、土地に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができないものとする。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第 18 条 この契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第 19 条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。

(履行の決定)

第 20 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

貸付人

借受人

【様式例6】

建物使用貸借契約書

〇〇市(町)(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、建物の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

(目的物件)

第1条 甲は、その所有する次の建物を乙に無償で貸し付ける。

(1)所 在 地

(2)構 造

(3)面 積

(用途)

第2条 乙は、前条の建物(以下「目的物件」という。)を〇〇〇〇用として使用し、
その他の用途には使用しないものとする。

(指定用途に供すべき始期)

第3条 乙は、目的物件を〇年〇月〇日までに、前項に規定する用途(以下「指
定用途」という。)に供しなければならない。

(指定用途に供すべき期間)

第4条 乙は、目的物件を前条に規定する日から使用貸借の期間の満了の日までの間、引
き続き指定用途に供しなければならない。

(貸付期間)

第5条 使用貸借の期間は、この契約締結の日から〇年〇月〇日までとする。

(物件の引渡し)

第6条 甲は、目的物件を契約締結と同時に現状のまま乙に引き渡すものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、免除する。

(譲渡および転貸の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利を譲渡し、又は目的物件を転貸してはならない。

(使用上の制限)

第9条 乙は、目的物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、甲の承諾がなければ、目的物件の模様替えその他目的物件の原状を変更しては
ならない。

3 乙は、前項の承諾を受けようとするときは、事前に詳細な理由を記載した書面により申し
出なければならない。

4 甲は、乙から前項の申出があったときは、遅滞無く事情を調査し、その申出に対する結
果を書面により通知するものとする。

(修繕義務等)

第10条 乙は、目的物件の修繕義務を負うものとする。

2 乙は、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の
使用に伴い要する電気、上下水道、ガス、電話等の使用料、清掃費その他の費用を負担
する。

(滅失又はき損の通知)

第11条 乙は、目的物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合は、直ちに甲にその
旨を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第12条 乙は、その責めに帰する理由により目的物件をき損した場合において、甲が要求
するときは、乙の負担において目的物件を原状に復さなければならない。

(実地調査等)

第 13 条 甲は、必要があると認めるときは、使用貸借の期間中において、その職員をして随時に乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問させ、関係書類その他目的物件について実地に調査させ、又は参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の実地調査を拒み、もしくは妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

（不可抗力による契約の失効）

第 14 条 甲乙双方の責めに帰さない理由により、この契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は、直ちに失効するものとし、相互に賠償の責めに任じないものとする。

（解除）

第 15 条 甲は、次の各号に掲げるいずれかの事態が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲、国、地方公共団体その他公共団体において目的物件を公用又は公共の用に供するため必要が生じたとき。

(2) 乙が第4条、第8条又は第9条の規定に違反したとき。

(3) その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

（原状回復義務）

第 16 条 乙は、使用貸借の期間が満了した場合にあってはその満了の日に、この契約が解除された場合にあっては甲の指定する期日までに、乙の費用で目的物件を原状に復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が承諾した場合は、この限りでない。

2 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、目的物件を原状に復し、乙からその費用を徴収することができる。

3 乙は、第1項本文に規定する日までに目的物件を原状に復さないときは、同項ただし書の規定による場合を除き、同項本文に規定する日の翌日から乙又は甲が目的物件を原状に復した日までの日数1日につき〇〇〇円の損害金を甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第 17 条 乙は、この契約が終了した場合において、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い必要とする電気、上下水道、ガス、電話等の使用料、清掃費その他の費用の支出があっても、これを甲に請求しないものとする。

（契約の費用）

第 18 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第 19 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第 20 条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第 21 条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙

【様式例7】

資金収支計画書

(自) 年 月 日 (至) 年 月 日

勘 定 科 目			予 算	備 考
経 常 活 動 に よ る 収 入	収 入	介護保険収入		
		利用料収入		
		措置費収入		
		運営費収入		
		私的契約利用料収入		
		〇〇事業収入		
		経常経費補助金収入		
		寄附金収入		
		雑収入		
		借入金利息補助金収入		
		受取利息配当金収入		
		会計単位間繰入金収入		
		経理区分間繰入金収入		
	経常収入計 (1)			
支 出	支 出	人件費支出		
		事務費支出		
		事業費支出		
		借入金利息支出		
		経理区分間繰入金支出		
	経常支出計 (2)			
	経常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)			
施 設 整 備 等 に	収 入	施設整備等補助金収入		
		施設整備等寄附金収入		
		固定資産売却収入		
	施設整備等収入計 (4)			
	支 出	固定資産取得支出		
		元入金支出		

よ る 収 支	出	施設整備等支出計 (5)		
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)－(5)			
財 務 活 動 に よ る 収 支	収 入	借入金収入 投資有価証券売却収入 借入金元金償還補助金収入 積立預金取崩収入 その他の収入		
		財務収入計 (7)		
	支 出	借入金元金償還金支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 その他の支出 流動資産評価減等による資金減少額等		
		財務支出計 (8)		
	財務活動資金収支差額 (9)=(7)－(8)			
	予備費 (10)			
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+ (9)－(10)				

前期末支払資金残高 (12)		
当期末支払資金残高 (11)+(12)		

(注) 予備費の使用額は、当該科目に振替えて記載する。

【様式例8】

資金収支計画内訳表

(自)〇年〇月〇日 (至)〇年〇月〇日

勘 定 科 目			合 計	本 部	〇〇園	△△所
経 常 活 動 に よ る 収 支	収	介護保険収入 介護保険収入 利用料収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 運営費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 私的契約利用料収入 〇〇事業収入 〇〇事業収入 経常経費補助金収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄附金収入 雑収入 雑収入 借入金利息補助金収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入 経理区分間繰入金収入 経理区分間繰入金収入				
		経常収入計 (1)				
収 支	支	人件費支出 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 事務費支出 福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 〇〇費 雑費 事業費支出 給食費 保健衛生費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費				
	出					

		本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費 賃借料 教育指導費 就職支度費 医療費 葬祭費 ○○費 雑費 借入金利息支出 借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 経理区分間繰入金支出				
		経常支出計 (2)				
		経常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)				
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備補助金収入 設備整備補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入 固定資産売却収入 器具および備品売却収入 車輛運搬具売却収入 ○○売却収入				
		施設整備等収入計 (4)				
	支出	固定資産取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 ○○取得支出 元入金支出 公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出				
		施設整備等支出計 (5)				
		施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)				
財務活動による収支	収入	借入金収入 設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 投資有価証券売却収入 借入金元金償還補助金収入 借入金元金償還補助金収入 積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入 その他の収入 長期貸付金回収収入 ○○収入				
		財務収入計 (7)				
	支出	借入金元金償還金支出 設備資金借入金償還金支出 長期運営資金借入金償還金支出 投資有価証券取得支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 ○○積立預金積立支出 その他の支出 長期貸付金支出 ○○支出 流動資産評価減等による資金減少額等				

		徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 〇〇評価損				
		財務支出計 (8)				
		財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)				
予備費 (10)						
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)						

前期末支払資金残高 (12)				
当期末支払資金残高 (11)+(12)				

【様式例9】

資金計画書

(自) 年 月 日 (至) 年 月 日

必要な資金		金 額	調達方法	金 額
経 常 活 動	人件費支出			
	事務費支出			
	事業費支出			
	借入金利息支出			
	経理区分間繰入金支出			
	経常支出計 (1)			
施 設 整 備 等	固定資産取得支出			
	元入金支出			
	施設整備等支出計 (2)			
財 務 活 動	借入金元金償還金支出			
	投資有価証券取得支出			
	積立預金積立支出			
	その他の支出			
	流動資産評価減等による資金減少額等			
	財務支出計 (3)			
合 計 (4)=(1)+(2)+(3)				

【様式例 10】

地上権設定契約書

土地所有者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地上権設定について次のとおり契約を締結する。

（地上権設定の目的）

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を〇〇〇〇の用に供させる目的をもって、地上権者乙のため地上権を設定する。

（契約期間）

第2条 前条の地上権の契約期間は、 年 月 日から前条の目的によって使用する期間とする。

（地代）

第3条 地代は無償とする。

（登記）

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に地上権設定登記承諾書を提出するものとする。

（土地の維持管理）

第5条 この契約の対象となる土地が、天災等により流出または崩壊したときの損害の補てん又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約が甲乙両者間に成立したことを証し、かつこれを確守するため2通作成し、各1通を保持する。

年 月 日

甲

乙

土地の表示

1 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番

2 地 目 宅地

3 公簿面積 m²

注1 認定申請書には契約書原本の写しを添付すること。契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

【様式例 11】

地上権設定登記誓約書

このたび、〇〇〇〇用地として地上権設定契約の締結を行った土地については、
認定こども園認定後直ちに地上権の登記を設定することを誓約いたします。

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名(所有者)

実印

三 重 県 知 事 〇〇〇〇あて

【様式例 12】

土地賃貸借契約書

貸地人〇〇〇〇を甲として借地人〇〇〇〇を乙として、土地の賃貸借に関し、次のと
おり契約を締結する。

1 貸借物件 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

土地 〇〇㎡

2 貸借の条件

(目 的)

第1条 この土地は、〇〇〇〇経営の〇〇〇〇敷地にあてため賃借する。

(期 間)

第2条 賃借の期間は、〇年〇月〇日から前条の目的によって使用する期間とする。

(賃貸料)

第3条 賃貸料は、〇〇円とする。

(転貸の禁止)

第4条 乙は、この契約にかかる土地を他に転貸してはならない。

(契約の解除)

第5条 乙が正当な理由なくこの契約の各条項に違背したとき、甲はこの契約を解除す
ることができる。

(返 還)

第6条 乙は、この契約による土地を返還する場合、原形に復した後、返還しなければ
ならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 以上に定めるもののほか、疑義の生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、両者各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

【様式例 13】

建物質貸借契約書

貸地人〇〇〇〇を甲として借地人〇〇〇〇を乙として、建物の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

1 貸借物件 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番所在の〇〇造〇階建建物
1棟 延べ〇〇m²

2 貸借の条件

(目 的)

第1条 この建物は、〇〇〇〇経営の〇〇〇〇の建物にあてため賃借する。

(期 間)

第2条 賃借の期間は、〇年〇月〇日から前条の目的によって使用する期間とする。

(賃貸料)

第3条 賃貸料は、〇〇円とする。

(転貸の禁止)

第4条 乙は、この契約にかかる建物を他に転貸してはならない。

(契約の解除)

第5条 乙が正当な理由なくこの契約の各条項に違背したとき、甲はこの契約を解除することができる。

(返 還)

第6条 乙は、この契約による建物を返還する場合、原形に復した後、返還しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 以上に定めるもののほか、疑義の生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、両者各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

【様式例 14】

財産目録

○年○月○日現在

資産・負債の内訳	金 額
I 資産の部 1 流動資産 現金預金 現金 現金手許有高 普通預金 ○○銀行 ○○支店 未集金 ○月分保険料 流動資産合計 2 固定資産 (1)基本財産 建物 所在○○ 家屋番号○○ 種別○○ 土地 所在地番○○ 地目○○ 定期預金 ○○銀行 ○○支店 基本財産合計 (2)その他の固定資産 車輛運搬具 車輛 No. * * * ○○特定預金 ○○銀行 ○○支店 その他の固定資産合計 固定資産合計 資産合計 II 負債の部 1 流動負債 短期運営資金借入金 ○○銀行 ○○支店 未払金 ○月分光熱水費 預り金 ○月分源泉所得税 流動負債合計 2 固定負債 設備資金借入金 社会福祉・医療事業団 ○○支店 固定負債合計 負債合計 差引純資産	

脚注

1 減価償却費の累計額 * * * 円

2 徴収不能引当金の額 * * * 円

注記

1 重要な会計方針

(1)貯蔵品の評価方法 総平均法

(2)有価証券の評価方法 移動平均法

(3)退職給与引当金の計上基準 職員の退職金の支給に備えるため、〇〇により計算した退職給与引当金を計上している。

2 重要な会計方針の変更

.....

3 基本財産の増加

 建物(〇〇〇〇) * * * 円

 土地(〇〇用敷地) * * * 円

4 基本金および国庫補助金等特別積立金の取り崩し

 〇〇施設を〇〇へ譲渡したことに伴い、基本金 * * * 円および国庫補助金等特別積立金 * * * を取り崩した。

5 担保に供されている資産の種類および金額

 基本財産建物 * * * 円

 基本財産土地 * * * 円

 * * * 円

担保している債務の種類および金額

 設備資金借入金 * * * 円

 〇〇借入金 * * * 円

6 重要な後発事象

.....

【様式例 15】

貸借対照表

(自)〇年〇月〇日 (至)〇年〇月〇日

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資			
有価証券				金借入金			
未収金				未払金			
貯蔵品				預り金			
立替金				前受金			
前払金				仮受金			
短期貸付金				〇〇引当金			
仮払金				その他の			
その他の流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借			
建物				入金			
土地				長期運営資			
基本財産				金借入金			
特定預金				退職給与引			
				当金			
				〇〇引当金			
その他の固定資産				負債の部合計			
建物				純資産の部			
構築物				基本金			
機械および装置				基本金			
車両運搬具				国庫補助金等特別積立金			
器具および備品				その他の積立金			
土地				〇〇積立金			
建設仮勘定				次期繰越活動収支差額			
権利							

投資有価証券				次期繰越活			
長期貸付金				動収支差額			
公益事業				(うち当期活			
会計元入金				動収支差			
収益事業				額)			
会計元入金				純資産の部			
措置施設繰越				合計			
特定預金							
〇〇積立預金							
その他の							
固定資産							
資産の部				負債および			
合計				純資産の部			
				合計			

(別添第4号)

認定こども園の名称	
-----------	--

認定こども園給食提供計画(報告)書(外部搬入する場合)

1 認定こども園における調理設備の内容

2 栄養士の配置状況等

配 置 場 所	認定こども園又は他の施設 ・ 保健所 ・ 市町 ・ その他
献立等について栄養士による指導を受けられる体制の状況	

3 認定こども園の体制

(1) 子どもの栄養基準および献立の作成基準作成者

(2) 献立表を事前確認する(した)者

(3) 調理等について現場作業責任者に指示を与える(与えた)者

(4) 検食を実施する(した)者

(5) 受託業者が実施する(した)調理業務従事者の健康診断、検便の実施状況・結果、契約履行状況等を確認する(した)者

(6) 子どもの嗜好調査等を実施する(した)者

4 受託業者の体制等

(1) 栄養士の配置状況

(2) 調理業務従事者

	氏名	年齢	当該業務の経験年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(3) 調理業務従事者に対する衛生面および技術面の教育又は訓練の実施予定(結果)

(4) 調理業務従事者の健康診断および検便の実施予定(結果)

5 給食の実施状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数 時 間						

6 食物アレルギー、アトピー等への配慮

7 特段の事情

添付書類

1 調理業務受託業者との契約書の写し

9. 認定こども園認定申請事項等変更届出手続き

1 概要

(1) 認定こども園の設置者は、

① 認定申請の際に申請書に記載した事項

② 施設における教育保育の内容として、法第28条の規定により地域住民に周知された事項における、次の事項に変更がある場合は、認定こども園認定申請事項等変更届出書(第2号様式)に必要事項を記載し、必要な書類を添付して、変更の日の1月前までに知事に提出してください。

ア 氏名又は名称および住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 施設の名称および所在地

ウ 認定こども園としての「1号認定の子ども枠」と「2号認定の子ども枠」の数[軽微な変更を除く。]

(※保育所型における「1号認定の子ども枠」の変更については、事前に市町と相談してください。)

エ 幼稚園、保育所、認可外保育施設の別

オ 認定こども園の名称

カ 認定こども園の長の氏名

キ 教育および保育の目標および理念

ク 教育および保育のねらいおよび内容の概要

ケ 開園日数・開園時間

コ 子育て支援事業(※事前に市町と協議してください。)

サ 利用料、施設の概要(職員配置、施設設備等の概要、学級数)

(2) 変更届出書提出先

申請の際の窓口と同じ

(3) 提出部数

1部

2 変更の届出を要しない軽微な変更

次の事項については、1の(1)の変更の届出を提出する必要がありません。

① 「1号認定の子ども枠」と「2号認定の子ども枠」のうち、次の表の数を超えない範囲内で行われるもの。(幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴うものを除く。)

② 子どもの1日の活動内容(カリキュラム等)

受入枠の軽微な変更

認定こども園の種類	軽微な変更の範囲
幼稚園型認定こども園 (条例第2条第1号イ)	認定こども園である幼稚園の収容定員に 100分の10を乗じて得た数

幼稚園型認定こども園 (条例第2条第1号ロ(ロ))	認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の10を乗じて得た数
地方裁量型認定こども園 (条例第2条第3号)	認定こども園である認可外保育施設の入所定員に100分の10を乗じて得た数

※上記の軽微な変更は、周知された一定の募集期間を設けて子どもの募集を行ったが、「1号認定の子ども枠」と「2号認定の子ども枠」の応募数が、設定したそれぞれの枠と異なっており、応募に応えるために若干名の一時的な枠の変更を行っても、法第6条第1項の規定により周知された「1号認定の子ども枠」および「2号認定の子ども枠」に対する信頼を裏切ることとならない場合を想定しています。

＜例＞幼稚園型(条例第2条第1号イの場合)

収容定員:150名

当初設定:1号認定の子ども枠 120名／2号認定の子ども枠 30名

応募結果:1号認定の子ども枠 130名／2号認定の子ども枠 20名

軽微な変更で対応可能な数: $150 \times 10\% = 15$ 人

⇒ 軽微な変更可能な範囲は、保育に欠けない子枠135人までとなります。したがって、変更届の提出は必要ありません。

第2号様式

認定こども園認定申請事項等変更届出書

年 月 日

三重県知事 あて

設置者

住 所

氏名又は名称

(設置者が法人にあっては、その
代表者の氏名)

次のとおり認定こども園の認定申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
変更する事項および内容	
変更して実施する年月日	年 月 日
変更する具体的理由	

添付書類

- 1 変更事項に係る市町長の意見書(市町以外)
- 2 認定基準調書(別添第1号)
- 3 変更事項に係る条例、規則又は規程の写し(市町)
- 4 定款又は寄附行為の写し(法人)
- 5 経営者の履歴書(経営責任者変更の場合)
- 6 その他変更内容が確認できるもの

10. 認定こども園運営状況報告手続き

1 概要

- (1) 認定および認定の取消しの権限を有している知事が、認定こども園の運営状況を的確に把握するために、その設置者は毎年の報告義務が課せられています。

設置者は、認定こども園運営状況報告書(第3号方式)に必要な事項を記載し、必要な書類を添付して、毎年7月31日までに知事に報告してください。

また、知事は、定期的な報告のほか、認定こども園の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その設置者に対し、認定こども園の運営に関し必要な報告を求めることができます。

なお、設置者は知事が報告に係る事項について調査を行う場合には、その調査に協力しなければなりません。

- (2) 報告書提出先

申請の際の窓口と同じ

- (3) 提出部数

1部

第3号様式

認定こども園運営状況報告書

年 月 日

三重県知事 あて

設置者

住 所

氏名又は名称

(設置者が法人にあっては、その
代表者の氏名)

認定こども園の運営状況について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、次のとおり報告します。

認定こども園の名称									
認定こども園の所在地									
子ども・子育て支援法第19条各号に規定する乳児又は幼児の数 (月 日 現在)	区 分	3歳未満児				3歳児	4歳以上児		
		0歳	1歳	2歳	小計		4歳	5歳	小計
	1号認定の子ども(人)								
	2号及び3号認定の子ども(人)								
計									

添付書類

- 1 認定基準調書(別添第1号)
- 2 認定こども園事業報告書(別添第2号)
- 3 食育計画の実施状況
- 4 認定こども園給食提供結果報告書(別添第3号)
- 5 前年度決算書および当年度予算書
- 6 その他知事が必要と認める書類

11. 認定こども園廃止(休止)の承認申請(届出)手続き

1 概要

(1)認定こども園を廃止(休止)する場合は、認定こども園廃止(休止)の承認申請書(第4号様式)又は認定こども園廃止(休止)届出書(第5号様式)に必要事項を記載し、必要な書類を添付して、廃止(休止)の日の1月前までに知事に提出してください。

(2)廃止(休止)の承認申請書(届出書)提出先
申請の際の窓口と同じ

(3)提出部数
1部

第4号様式

認定こども園廃止（休止）の承認申請書

年 月 日

三重県知事 あて

設置者

住 所

氏名又は名称

（設置者が法人にあっては、その
代表者の氏名）

次のとおり認定こども園の廃止（休止）の承認を受けたいので、認定こども園の認定基準等に関する条例第五条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
設 置 者	
経 営 者	
廃止年月日（休止の場合は予定期間）	年 月 日
認定こども園を廃止（休止）しようとする具体的理由	
入園中の子どもの処置	

添付書類

- 1 市町長の意見書
- 2 定款又は寄附行為変更認可申請又は解散認可申請手続きの状況
- 3 財産の処分（別紙）

(別紙)

財産の処分

財産目録

1 資産の部	金	円
(1) 基本財産	金	円
内訳		
(イ)建物		
所在地		
構造		
面積	m ²	
評価額	円	
(ロ)土地		
所在地		
面積	m ²	
評価額	円	
(2)運用財産	金	円
内訳		
(イ)付帯設備		
(A)		円
(B)		円
(C)		円
(ロ)什器備品類		
(A)		円
(B)		円
(C)		円
(ハ)現金		
銀行預金		円
2 負債の部		円
3 差引純財産(1－2)		円
4 財産の利用および処分方法		

(注)各項目書ききれない場合は、適宜別紙とすること。

第5号様式

認定こども園廃止（休止）届出書

年 月 日

三重県知事 あて

設置者

住 所

氏名又は名称

（設置者が法人にあっては、その
代表者の氏名）

次のとおり認定こども園を廃止（休止）したいので、認定こども園の認定基準等に関する条例
第5条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
設 置 者	
経 営 者	
廃止年月日（休止の場合 は予定期間）	年 月 日
認定こども園を廃止（休 止）しようとする具体的理 由	
入園中の子どもの処置	

添付書類

- 1 条例、規則の改廃（案）
- 2 財産の処分（別紙）

(別紙)

財産の処分

財産目録

1 資産の部	金	円
(1) 基本財産	金	円
内訳		
(イ)建物		
所在地		
構造		
面積	m ²	
評価額	円	
(ロ)土地		
所在地		
面積	m ²	
評価額	円	
(2)運用財産	金	円
内訳		
(イ)付帯設備		
(A)		円
(B)		円
(C)		円
(ロ)什器備品類		
(A)		円
(B)		円
(C)		円
(ハ)現金		
銀行預金		円
2 負債の部		円
3 差引純財産(1－2)		円
4 財産の利用および処分方法		

(注)各項目書ききれない場合は、適宜別紙とすること。